

3F 6-12-30 Nishi-shinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo, Japan

東京都新宿区西新宿芸能花伝舎 6-12-30 3 階

FIA 国際俳優連合御中

令和元年 9 月 1 日

2019 年 5 月国会でハラスメント防止関連法が成立しましたが、多くの俳優を含むフリーランスは適用対象になりませんでした。6 月に採択された ILO「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶に関する条約」にも批准への積極的な法改正の動きが見られません。今秋から厚生労働省の労働政策審議会で附帯決議「フリーランス等に対するハラスメントを防止するため、男女雇用機会均等法等に基づく指針等で必要な対策を講ずること」の検討が始まるので、私たちは「フリーランスと芸能関係者のハラスメント実態調査アンケート」を実施しました。驚くべきことに **1222 名**の方が回答し、その殆どから深刻なハラスメント被害の数々があらわになりました。これは日本で類を見ない歴史的なことです。

もう一つ大きな問題があります。日本の労働者の範囲はとて狭く規定されており、フリーランスで働く芸能人が仕事場でケガをしても労働者として認定されず、事業主が保険料を全額負担する労働者災害補償保険(以下、労災保険)の対象とならない場合が殆どなのです。しかし撮影現場や舞台上で事故は起きてしまいます。そこで日本俳優連合は自衛上、雇用労働者でなくても労働災害補償保険法上で特別に加入できる業種に芸能実演家を加えるよう運動しています。問題は保険料を俳優たちが自身で支払わなければならないことです。しかし特別加入業種に指定されれば確実に労災保険の対象となることのできるのです。これは危険が多い芸能実演家にとって、とても安心なことです。併せて働く者がすべて労災保険の対象となることのできるよう、労働者の枠を広げること、保険料の事業者転嫁も要求し、厚生労働省に以下の 4 点を主張してまいります。

1. 「事業者が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」を多くの俳優を含むフリーランスにも適用出来るようにし、実態に沿った措置を講ずること
 - i 打合せやオーディションにホテルや自室などの密室を使用せず、安全な場所を選ぶこと
 - ii 屋内外に関わらず全ての芸能実演家の仕事現場で更衣室とトイレを完備すること
 - iii フリーランスが利用出来る公的で専門的な相談窓口の設置
 - iv フリーランスの妊娠、出産、育児、介護、ハラスメント被害が理由の休業に不利益取扱いをしない
 - v 経済的ハラスメントを新しいハラスメント類型に認定すること 他
2. 個人事業主が主である芸能実演家を労働災害補償保険特別加入の特定作業従事者に認定すること
3. 実現した場合、保険料の事業者転嫁を可能にすること
4. 将来的に芸能界で働く全ての人の労働者性を拡大し、フリーランスで働く人々を労働者と認定すること

世界の仲間からご支援頂ければ幸いです。

Toshiyuki Nishida,

西田 敏行

理事長

President

Michihiro Ikemizu,

池水 通洋

専務理事

Executive Director

Megumi Morisaki,

森崎 めぐみ

国際事業部長

International Business Division, Executive Manager